項（第136条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第132条第１項（第136条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第137条、第141条第１項若しくは第162条第１項から第３項まで若しくは第５項から第10項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第１項から第３項まで若しくは第５項から第10項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附　則

この省令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

○農林水産省環境省令第三号

農薬取締法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十三号）の施行に伴い、及び農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二十五条第一項の規定に基づき、農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・環境省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

農林水産大臣　吉川　貴盛

環境大臣　原田　義昭

農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・環境省関係省令の整備に関する省令

（農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部改正）

第一条　農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成十五年農林水産省環境省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分を改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農薬使用者の責務） **第一条**　農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。 一・二　（略） 三　農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにすること。 四　農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにすること。 五・六　（略）	（農薬使用者の責務） **第一条**　農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。 一・二　（略） 三　農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。 四　農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。 五・六　（略）

（表示事項の遵守）

第二条　農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一・二　（略）

三　農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号。以下「規則」という。）第十四条第二項第二号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。

四　規則第十四条第二項第三号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。

五　規則第十四条第二項第四号に規定する生育期間において、次のイ又はロに掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。

イ　種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）第二十三条第三項第一号に規定する使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数の表示のある種苗を食用農作物等の生産に用いる場合には、規則第十四条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を控除した回数

ロ　イの場合以外の場合には、規則第十四条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数

2　農薬使用者は、農薬取締法第十六条第四号、第九号及び第十一号に掲げる事項に従って農薬を安全かつ適正に使用するよう努めなければならない。

（表示事項の遵守）

第二条　農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一・二　（略）

三　農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号。以下「規則」という。）第七条第二項第二号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。

四　規則第七条第二項第三号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。

五　規則第七条第二項第四号に規定する生育期間において、次のイ又はロに掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。

イ　種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）第二十三条第三項第一号に規定する使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数の表示のある種苗を食用農作物等の生産に用いる場合には、規則第七条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を控除した回数

ロ　イの場合以外の場合には、規則第七条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数

2　農薬使用者は、農薬取締法第七条第十二号に規定する最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めなければならない。